

安全な「防煙壁」の設置に関する意見書

延べ床面積500平方メートルを超える大きな商業施設などでは、排煙設備として、不燃材料を使用した「防煙壁」を設置し、火災時の煙の流動を防ぐことが建築基準法で義務付けられている。

しかし、東日本大震災や、本年4月に発生した熊本地震で被災した商業施設において、天井に設置されたガラス製の防煙壁の板が割れ、落下する被害が相次いだ。

熊本地震の被災地である熊本県八代市の、割れにくい素材の防煙壁を設置していた商業施設においては、防煙壁の落下被害はなかったことから、ガラス製の防煙壁が地震に弱いことが明らかである。

法律で防煙壁を設置することが義務付けられているものの、耐震基準が設けられていないことは大きな問題であり、対策を講じなければ、商業施設に人が集中する日中に大地震が発生した際、人的被害が大規模なものとなることは必至である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、防煙壁に関する耐震基準の法整備や補助制度の創設などの対策を早急に実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年6月28日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災担当）

} あて